第３表　申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量 (注7・8)

１．事業所１に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注9・10) 指標 (注11)　　構成割合	電気の使用量
申請事業	⑤　（単位 (注12)：　）	⑧（＝⑤÷⑦×100）　％	⑪（＝⑧×⑩）　kWh
申請事業以外の事業	⑥　（単位 (注12)：　）	⑨（＝⑥÷⑦×100）　％	⑫（＝⑨×⑩）　kWh
事業所全体の値	⑦（＝⑤＋⑥）（単位 (注12)：　）	100 ％	⑩：申請者が使用した総量 (注13)　kWh
		事業所全体の電気の使用量 (注13)　kWh

２．事業所２に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注9・10) 指標 (注11)　　構成割合	電気の使用量
申請事業	⑬　（単位 (注12)：　）	⑯（＝⑬÷⑮×100）　％	⑲（＝⑯×⑱）　kWh
申請事業以外の事業	⑭　（単位 (注12)：　）	⑰（＝⑭÷⑮×100）　％	⑳（＝⑰×⑱）　kWh
事業所全体の値	⑮（＝⑬＋⑭）（単位 (注12)：　）	100 ％	⑱：申請者が使用した総量 (注13)　kWh
		事業所全体の電気の使用量 (注13)　kWh

３．事業所３に関する情報

事業区分	経済的指標に関する情報 (注9・10) 指標 (注11)　　構成割合	電気の使用量
申請事業	㉑　（単位 (注12)：　）	㉔（＝㉑÷㉓×100）　＿＿＿（％）	㉗（＝㉔×㉖）　kWh
以外の事業	㉒　（単位 (注12)：　）	㉕（＝㉒÷㉓×100）　＿＿＿（％）	㉘（＝㉕×㉖）　kWh
全体の値	㉓（＝㉑＋㉒）（単位 (注12)：　）	％	㉖：申請者が使用した総量 (注13)　kWh
		(注13)　kWh

(注7)　第３表に記載できる電気の使用量は、小売電気事業者等より直接又は間接に供給を受けたものに限る。このため、自家発電設備から供給を受けた電気その他小売電気事業者等以外から供給を受けた電気の使用量は、ここに計上してはならない。
(注8)　申請事業を営む事業所が４つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
(注9)　経済的指標とは、当該事業所において複数の事業が営まれている場合に、当該事業所における各事業の売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれかの値を指す。ただし、事業所において営まれる事業が１つしか存在しない場合、経済的指標の記載は不要であるものの、申請事業及び事業所全体の数値については記載する必要がある。
(注10)　経済的指標を用いる場合は、申請に用いた事業年度の計算書類（監査済み財務諸表又は税務申告書に添付した決算書等）を基礎として、その根拠となる資料を用意する。経済的指標のうち、「申請事業」「申請事業以外の事業」「事業所全体の値」については、公認会計士又は税理士に確認を求めること。また、申請時には、当該根拠資料及び公認会計士又は税理士の確認の書面を別途提出すること。
(注11)　売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、小売電気事業者等が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。
(注12)　売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。
(注13)　電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第４表　共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載） (注14)

１．第２表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。	
２．本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量はいくらか。また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
３．当該使用量に対して本事業所における小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。 (注15)	％
４．小売電気事業者等との契約者について、以下の情報を記載すること。	
契約者名	所在地　（〒　－　）

(注14)　共同受電形態をとる事業所が２つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
(注15)　１に満たない端数は、切り捨てるものとする。